

岩手県ひとにやさしいまちづくり推進資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号。以下「条例」という。）に基づいた民間事業者が行う施設等の整備に必要な資金の融資制度について定め、もってすべての人が安全かつ円滑に利用できる生活環境及び社会環境を整備していくための「ひとにやさしいまちづくり」を推進することを目的とする。

(取扱金融機関)

第2条 取扱金融機関は、株式会社岩手銀行、株式会社東北銀行、株式会社北日本銀行、県内信用金庫の本店及び県内の各支店とする。

(融資対象者)

第3条 融資の対象とする者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、金融機関の貸付審査基準に適合する者とする。

- (1) 条例第2条第2号に規定する民間の公共的施設（ただし、ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年岩手県規則第97号。以下「規則」という。）別表第1の10の款(11)の項の営業所又は事務所及び同(12)の項の共同住宅並びに同(13)の項の工場については、規模要件にかかわらず、「公共的施設」とする。）を設置し、又は管理する者
- (2) 条例第2条第4号に規定する民間の公共車両等を所有し、又は管理する者
- (3) 条例第2条第5号に規定する民間の公共工作物を所有し、又は管理する者

(融資対象資金)

第4条 融資の対象となる資金は、次のとおりとする。

- (1) 条例第17条第1項に規定する公共的施設整備基準（ただし、規則別表第2の建築物（駐車場を含む。）及びこれに附属する施設に関する整備基準の整備項目のうち、17の款の休憩の場所、18の款の授乳及びおむつ替えの場所に係る整備基準における「公共的施設で床面積が5,000㎡以上のもの」は「公共的施設」と読み替えるものとする。）（以下「公共的施設整備基準」という。）に適合する施設の整備に要する資金で、次に掲げるものとする。
 - ア 知事が公共的施設整備基準に全て適合していると認める公共的施設の新築、新設、増築又は改築に要する資金
 - イ アに掲げる施設以外にあっては、公共的施設整備基準の整備項目毎に要する資金及びその附帯工事に要する資金
- (2) 条例第2条第4号に規定する公共車両等で、すべての人の安全かつ円滑な利用に配慮した公共車両等の購入又は改造に要する資金
- (3) 条例第2条第5号に規定する公共工作物で、すべての人の安全かつ円滑な利用に配慮した公共工作物の整備に要する資金

(融資条件)

第5条 融資の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 融資限度額 一件当たり、500千円から15,000千円以内で、100千円単位とする。ただし、次に掲げるものについては、その区分に応じ、それぞれに規定する額とする。なお、知事が別に定める場合は、この限りではない。

ア 前条第1号アに掲げる資金にあつては、当該公共的施設の工事費の15%以内とし、その額が10,000千円未満となる場合には10,000千円、15,000千円超となる場合には15,000千円以内とする。

イ 前条第1号イに掲げる資金にあつては、当該施設の整備項目毎に要する資金の2倍以内とし、15,000千円超となる場合には15,000千円以内とする。

(2) 融資利率 年率 3年以内 1.2%、3年超～10年以内 1.4%、10年超～15年以内 1.6%

(3) 融資期間 15年以内（据置期間1年以内を含む。）

(4) 担保及び保証人 金融機関の定めるところによる。

(5) 信用保証 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者にあつては保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。

ア 直近決算における貸借対照表を作成している場合

(ア) 無担保の場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
保証料率	年1.50%	年1.35%	年1.20%	年1.10%	年0.95%	年0.80%	年0.80%

[※ 表の続き]

⑧	⑨
年0.60%	年0.45%

(注) CRD 評点：有限責任中間法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年0.1%を基準とした割引を行うものとする。

(ウ) 中小企業の会計に関する基本要領に準拠し決算書を作成していることを公認会計士若しくは税理士が確認している中小企業者又は会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、(ア)及び(イ)に掲げる保証料率から年0.1%を減じた率とする。

イ 直近決算における貸借対照表を作成していない場合

(ア) 無担保の場合は、年0.95%とする。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年0.1%を基準とした割引を行うものとする。

(ウ) 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、(ア)及び(イ)に掲げる保証料率から年0.1%を減じた率とする。

ウ 公共的施設整備基準に全て適合していると認める施設にあつては、岩手県信用保証協会が別に定める方法により、ア及びイに掲げる保証料率から年0.05%を減じた率とする。

(6) 償還方法 元金均等償還とする。ただし、一括繰上償還を認める。

(融資の申込み)

第6条 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、岩手県ひとにやさしいまちづくり推進資金融資兼適格認定申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）に、次に掲げる書類を添えて金融機関に提出する。

(1) 住民票の謄本（法人については法人登記簿の謄本）

- (2) 付近見取図
- (3) 施設等の整備内容がわかる設計図書（車両等の購入・改造の場合はカタログ等）
- (4) 工事請負契約書の写し又は工事見積書（車両等の購入・改造の場合は売買契約書の写し又は見積書）
- (5) 申込者が融資対象施設等の設置（所有）・管理者でない場合は、設置（所有）・管理者の同意を証する書面

（申込書の送付）

第7条 金融機関は、前条の規定により提出された申込書を受理したときは、速やかに融資対象施設等の所在地を管轄する広域振興局の保健福祉環境部長又は広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター所長（以下「広域振興局保健福祉環境部長等」という。）に送付するものとする。

（適格認定）

第8条 前条の規定により申込書の送付を受けた広域振興局保健福祉環境部長等は、その内容を審査し適格認定を行い、所定の欄に適格認定の結果を明記したうえ、金融機関に返送するものとする。

- 2 適格認定を行った広域振興局保健福祉環境部長等は、その申込書（県控）の写しを保証協会及び県保健福祉部長へ送付するものとする。

（適格認定に係る意見照会）

第9条 第7条の規定により申込書の送付を受けた広域振興局保健福祉環境部長等は、融資対象施設等が公共的施設及び公共工作物であるときは、管轄する広域振興局の土木部長又は広域振興局土木部土木センター長（以下「広域振興局土木部長等」という。）にその内容を通知するものとする。

- 2 通知を受けた広域振興局土木部長等は、必要があると認める場合においては、適格認定について広域振興局保健福祉環境部長等に意見を述べることができる。

（融資の決定）

第10条 金融機関は、第8条の規定により「適」あるいは「一部適」の認定を受けた申込書の返送を受けたときは、速やかに金融機関所定の手続きにより、融資の適否を決定するものとする。

- 2 金融機関は、前項により融資を決定した場合は、申込書の申込者控を申込者に交付するものとする。

（「不適」の場合の措置）

第11条 金融機関は、第8条の規定により「不適」の認定を受けた申込書の返送を受けたときは、その申込者控を速やかに申込者に交付するものとする。

（事業計画の変更等）

第12条 申込者は、申込書を提出した後、次の各号のいずれかに該当する施設等の整備計画の変更をしようとするときは、申込書を再提出しなければならない。この場合、はじめに提出した申込書は無効とする。

- (1) 申込金額の変更

- (2) 施設等の所在地の変更
- (3) 融資対象となる施設等の整備項目及び整備内容の変更

(報告)

第13条 金融機関は、この要綱に基づく月ごとの融資及び償還の状況を、岩手県ひとにやさしいまちづくり推進資金融資状況報告書（様式第2号）により、翌月15日までに県保健福祉部長に報告しなければならない。

- 2 申込者は、申込書を提出した後、融資を辞退する場合は、融資辞退届出書（様式第3号）を金融機関を通じ、広域振興局保健福祉環境部長等に提出しなければならない。
- 3 金融機関は、第10条に基づく手続きの結果、融資を実行しないこととした場合、又は前項の融資辞退届出書を受理したときは、岩手県ひとにやさしいまちづくり推進資金融資辞退報告書（様式第4号）により、速やかに広域振興局保健福祉環境部長等に報告しなければならない。
- 4 融資を受けた者は、速やかに工事等の着工（車両等の発注）をするとともに、整備着手報告書（様式第5号）により、広域振興局保健福祉環境部長等に報告しなければならない。
- 5 融資を受けた者は、広域振興局保健福祉環境部長等が当該融資に関する工事の進捗状況について報告を求めたときは、速やかに工事進捗状況報告書（様式第6号）により、広域振興局保健福祉環境部長等に報告しなければならない。
- 6 融資を受けた者は、当該融資に関する工事等が完了（車両等の購入・改造）したときは、速やかに整備完了報告書（様式第7号）により、広域振興局保健福祉環境部長等に報告しなければならない。
- 7 前6項の報告書又は届出書の提出部数は1部とする。
- 8 第3項の規定により、報告書の提出を受けた広域振興局保健福祉環境部長等は、その写しを県保健福祉部長に送付するものとする。

(融資金の繰上償還)

第14条 広域振興局保健福祉環境部長等は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資した資金の全部又は一部の繰上償還を指示することができるものとする。この場合、広域振興局保健福祉環境部長等は繰上償還を指示した旨を金融機関に通知するとともに、県保健福祉部長に報告する。

- (1) 融資金をその目的以外に使用したとき。
 - (2) 虚偽の申込み等、不正の事実が判明したとき。
 - (3) 正当な理由がないにもかかわらず、融資を受けた日から2か月以上を経過しても工事等の着工（車両等の購入・改造）をしないとき。
 - (4) 第15条第2項の規定に基づく調査を拒んだとき。
- 2 融資を受けた者が、前項の規定による繰上償還の指示を受けたときは、直ちに繰上償還をしなければならない。
 - 3 金融機関は、前項の規定により繰上償還をする者に対し、直ちに償還の手続きをとるものとする。

(調査)

第15条 広域振興局保健福祉環境部長等は、第8条に基づく適格認定を行う際、必要に応じ申込者の施設等の状況を調査することができる。

- 2 広域振興局保健福祉環境部長等は、融資を受けた者に対し、融資対象施設等の整備状況

等について調査することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成7年9月29日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1

岩手県ひとにやさしいまちづくり推進資金融資要綱第 5 条第 1 号、融資限度額の「知事が別に定める場合」

融資対象設備等	特例の融資限度額
エレベーター等の昇降装置の設置費	50,000 千円
リフト付きバス等、高齢者、障害者の利用に配慮した公共車両等の整備費（購入、改造）	35,000 千円